

在宅医療 Q&A

Q 在宅医療が受けられる人の必要条件や魅力は？

A ●必要条件
病気などによって、通院がむずかしく、かつ継続的な医療が必要な患者さんで、患者さんも家族も在宅医療を望んでいること。

●魅力
自宅という自分らしく安心できる場所で過ごせること。



Q 在宅医療を希望するときにはどこに相談したらいい？

A ●病院から退院される方
入院中の病院の地域連携室へご相談ください。



●自宅で療養中の方

通院がむずかしくなった場合、日頃からられている医師に、在宅医療ができるかご相談ください。在宅で診てもらえる先生をお探しの場合、東成区医師会在宅医療連携室（6ページ①）にご相談ください。

●歯科治療を受けたい方

東成区在宅歯科ケアステーション（6ページ②）にご相談ください。

Q 在宅では、どんな歯科治療を受けられるの？

A ・虫歯や歯周病の治療、入れ歯の調整など
・お口の中の清掃など口腔衛生管理指導
・「かむ」「飲み込む」など口腔機能維持などの指導や、お口から食べものを食べるためのお手伝いをします。



Q 薬は自宅にいても、もらえるの？

A 医師の処方薬（一部点滴、注射を含む）をお届けして、すべての薬の管理を行います。
・薬の相互作用、副作用チェック
・色々な病院の薬をひとまとめに
・飲み忘れがある場合は、残ったお薬の整理をします。

訪問を希望される場合は、かかりつけ薬局、ケアマネジャー、主治医、お近くの薬局へご相談ください。



Q 在宅医療ではどんなお金がかかるの？

A 在宅で療養生活をされるときのお金は、

①医療機関への支払い②薬局への支払い③介護保険の自己負担が主なものになります。

病気や身体の状態や利用方法により、自己負担額には個人差があります。

在宅医療には保険診療が適用され、保険の種類によって1～3割が自己負担になり、高額療養費*の対象になります。また指定された難病の人については、難病に関わる医療費助成制度も適用されます。

※高額療養費について

1か月間（月初から月末まで）の自己負担額には年齢や所得状況によって自己負担限度額が設定されており、自己負担限度額を超えて支払った場合には、申請により限度額を超えた分が「高額療養費」として、払い戻される制度です。申請方法については、加入されている医療保険の保険者にお問合せください。